

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
慶應義塾大学法科大学院	平成24年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。	法令が定める法律基本科目群（34科目）、法律実務基礎科目群（7科目）、基礎法学・隣接科目群（15科目）、展開・先端科目群（100科目以上）のすべてにわたり、授業科目がバランスよく開設されている。 なお、展開・先端科目については、「公法系」8科目、「民事系」26科目、「刑事系」5科目、「社会法学系」9科目、「国際系」15科目、「学際系」7科目、「外国法系」27科目、「ベーシック・プログラム」7科目、「ワークショップ・プログラム」15科目並びに「テーマ演習」、「テーマ研究」及び「リサーチペーパー」である。	展開・先端科目について、「国際系」が16科目、「ワークショップ・プログラム」が18科目に変更されている。
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名）を遵守しているか（「告示第53号」第1条第1項）。	専任教員数は、2011（平成23）年度において58名（助教を含む。）であり、法令上の基準（貴法科大学院の場合、入学定員230名×3＝690名ゆえ、必要専任教員数は46名）を遵守している。	専任教員数は、2013（平成25）年度において59名（助教を含む。）に変更されている。 変更後においても、法令上の基準（貴法科大学院の場合、入学定員230名×3＝690名ゆえ、必要専任教員数は46名）を遵守している。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	専任教員58名の構成は、教授51名、准教授5名及び助教2名であり、その半数以上が教授であることから、適正に構成されているものと判断される。	専任教員59名の構成は、教授53名、准教授5名及び助教1名であり、その半数以上が教授であることから、変更後においても適正に構成されているものと判断される。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	専任教員58名の構成は、実務家教員22名、研究者教員36名であり、専任教員の約3.8割が実務家教員である。また、すべての実務家教員が、5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員である。したがって、法令上の基準を十分に充足しているものと認められる。	専任教員59名の構成は、実務家教員22名、研究者教員37名であり、専任教員の約3.7割が実務家教員である。また、すべての実務家教員が、5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員である。したがって、変更後においても法令上の基準を十分に充足しているものと認められる。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）4名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目群の各科目につき、公法系7名（憲法に関する科目の専任教員4名、行政法に関する科目の専任教員3名）、刑事系9名（刑法に関する科目の専任教員4名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員5名）、民事系24名（民法に関する科目の専任教員15名、商法に関する科目の専任教員5名、民事訴訟法に関する科目の専任教員4名）が適切に配置されている。これは、入学定員が200名以上の法科大学院に求められている基準（公法4名、刑事法系4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上）を充足している。	法律基本科目群の各科目につき、公法系5名（憲法に関する科目の専任教員2名、行政法に関する科目の専任教員3名）、刑事系10名（刑法に関する科目の専任教員5名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員5名）、民事系26名（民法に関する科目の専任教員16名、商法に関する科目の専任教員5名、民事訴訟法に関する科目の専任教員5名）が適切に配置されている。これは、変更後においても入学定員が200名以上の法科大学院に求められている基準（公法4名、刑事法系4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上）を充足している。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目の各科目については、公法系7名、刑事系10名、民事系24名を配置し、延べ132クラス分の科目に対して専任教員114名（78.1%）が担当しており、適切である。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、専任教員として、労働法分野1名、経済法分野1名、租税法分野1名、環境法分野1名、知的財産法分野1名、国際法分野1名、アメリカ法分野1名、EU法分野1名、医事法分野1名、企業法務分野1名、金融法務分野3名、渉外法務分野1名を適切に配置しており、専任教員が担当しているのは180科目（63.2%）であって、20%前後を専任教員が担当するという基準を充足している。	法律基本科目の各科目については、公法系5名、刑事系10名、民事系24名を配置し、延べ132クラス分の科目に対して専任教員103名（78.0%）が担当しており、変更後においても適切である。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、専任教員として、労働法分野1名、経済法分野1名、租税法分野1名、環境法分野1名、知的財産法分野1名、アメリカ法分野1名、EU法分野1名、医事法分野1名、企業法務分野1名、金融法務分野3名、渉外法務分野1名を適切に配置しており、国際法分野0名と変更にはなったものの、専任教員が担当しているのは167科目（74.2%）であって、20%前後を専任教員が担当するという基準を充足している。